

鴨川市農業委員会委員候補者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第17号

鴨川市農業委員会委員候補者選定委員会設置要綱の一部を改正する訓令

鴨川市農業委員会委員候補者選定委員会設置要綱（平成31年鴨川市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長、教育次長」を「建設経済担当参事」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。